

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

実施方針

令和7年1月17日

岩手沿岸広域環境組合

< 目 次 >

I 用語の定義	1
II 特定事業の選定に関する事項	3
1 事業内容に関する事項	3
2 特定事業の選定・公表に関する事項	8
III 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 事業者の募集及び選定方法	9
2 応募者の参加資格要件	11
3 応募者の審査及び落札者の選定	14
4 落札者決定後の手続き	15
5 著作権及び特許権	15
IV 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 予想されるサービスの水準及び仕様	16
2 予想されるリスクの分担	16
3 組合による事業実施状況の監視	16
4 地元企業の活用及び地元雇用	16
5 地域住民との協定	16
V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1 事業区域	17
2 都市計画事項	17
VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1 事業実施者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	18
4 その他	18
VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
IX その他事業の実施に関し必要な事項	18
1 議会の議決	18
2 情報提供	18
3 応募に伴う費用負担	18
4 実施方針に関する問い合わせ先	18

- 添付資料 1 事業区域
- 添付資料 2 契約スキーム（案）
- 添付資料 3 役割分担概念図
- 添付資料 4 リスク分担（案）

I 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	落札者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ等及び災害廃棄物を処理対象物として処理し、処理によって発生する熱エネルギーを、発電や熱（温水、蒸気）として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する企業グループをいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、組合、落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
組合	岩手沿岸南部広域環境組合をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
建築物等 構成員	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。 本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
構成市町 事業契約	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町を総称していう。 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約を総称していう。
事業区域	本事業を実施する区域をいう。
事業者 選定委員会	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。 組合が、公平に専門的知見に基づいて応募者の事業提案を審査するための機関として設置する「岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業整備運営事業者選定委員会」をいう。
設計・建設業務 地方公共団体	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。 地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

入札関係書類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称している。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。
プラント	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称している。
本工事	岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良工事をいう。
本施設	本事業において、事業者が設計・建設及び運営・維持管理業務を行う岩手沿岸南部クリーンセンター、計量棟及び管理棟等をいい、事業区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本事業	岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良工事と運営・維持管理業務等をいう。
要求水準書	要求水準書（設計・建設業務編）、要求水準書（運営・維持管理業務編）及び添付資料一式を総称している。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落札者	選定委員会において落札者として選定されたのち、落札者として決定された企業グループをいう。

II 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称、種類

名 称 岩手沿岸南部クリーンセンター
種 類 一般廃棄物処理施設

(3) 事業の対象となる公共施設等の管理者

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者 釜石市長 小野 共

(4) 事業目的

組合は、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町の3市2町で構成し、DBO方式において当該地域から発生するごみの受入れ及び中間処理を共同で行っている。

組合が運営する「岩手沿岸南部クリーンセンター」は、平成23年4月に本施設が稼働してから13年が経過しており、各施設の老朽化が進行していることにより、今後も本施設において一般廃棄物の適切な処理を継続するためには、本工事を実施し、より一層の運営の効率化とストックマネジメントを計画的に実施していく必要がある。

こうした中、組合では、このような状況を踏まえ、本施設の長期的な使用を図るための適切な維持保全や延命化工事等による計画的かつ効果的・効率的な維持・整備が必要と判断したところである。

本事業では、民間事業者の創意工夫をもって、本施設の基幹的設備改良工事及び運営を行い、脱炭素社会に向けたCO₂排出削減など環境負荷の少ない循環型社会の形成を実現するとともに、組合における一般廃棄物処理に係る財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を実現することを目的とする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要は、次に示すとおりである。

項目		内容
施設名称		岩手沿岸南部クリーンセンター
施設所管		岩手沿岸南部広域環境組合
所在地		岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3
面積		敷地面積：21,151.7 m ²
焼却対象物		可燃ごみ、粗大ごみ、破碎残さ
処理方式		シャフト炉式ガス化溶融炉方式
処理能力		ごみ処理施設：147t/24h (73.5t/24h・炉×2基) 破碎処理施設：10.5t/5h
建設年月		着工：平成20年8月、竣工：平成23年3月 稼動開始：平成23年4月
工場棟	受入・供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	副資材供給設備	ホッパ方式
	溶融物設備	充填層式型シャフト炉
	燃焼設備	施回燃焼方式
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん式 (尿素・消石灰・活性炭吹込)
	給水設備	上水利用
	排水処理設備	・生活排水 下水道放流 ・有機系排水 簡易ろ過後、燃焼室噴霧 ・無機系排水 簡易ろ過後、減温塔噴霧水利用
	余熱利用設備	蒸気タービン発電
	通風設備	平衡通風方式
	溶融物処理設備	水冷方式
飛灰処理設備	薬剤処理・ホッパ方式	
その他	計量棟、洗車場、車庫棟、スラグストックヤード、メタルストックヤード、安定化灰ストックヤード、管理棟 (組合事務室、研修室、打合せ室、浴室、浴室受付スペース等)、駐車場、緑地等	

(6) 事業方式

本事業における本工事及び運営・維持管理業務は、DBO方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、15年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

(7) 契約形態

組合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

組合は、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料2 契約スキーム」に示す。

(8) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設業務期間 令和8年4月から令和12年3月まで
- イ 運営・維持管理業務期間 令和8年4月から令和23年3月まで（15年間）

(9) 事業期間終了後の措置

組合では、本施設を本工事後も20年間以上にわたって使用する予定であることから、事業者は、組合が約20年間以上にわたって本件施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとする。

また、事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。なお、本施設における事業期間終了後の措置については、運営開始後10年目（令和17年度）の時点で、組合及び事業者において協議を開始するものとする。

(10) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は、次のとおりとする。なお、各項目の詳細は、「要求水準書(案)」に示す。

ア 事業者が行う業務

- ① 本施設の設計に関する業務
 - (ア) 本施設の設計
 - (イ) 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

- (ウ) 組合が行う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請支援
- (エ) 設計に係る許認可申請等
- (オ) その他これらを実施するうえで必要な業務

② 本施設の建設に関する業務

- (ア) 本施設の基幹的設備改良工事
- (イ) 組合が行う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請支援
- (ウ) 完了実績報告、事業報告の支援
- (エ) 本工事に係る許認可申請等
- (オ) 事業者が実施する業務に関連する近隣対応
- (カ) その他これらを行ううえで必要な業務

③ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 受付計量業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務
- (エ) 情報管理業務
- (オ) 環境管理業務
- (カ) 防災等管理業務
- (キ) その他関連業務
- (ク) その他これらを行ううえで必要な業務

イ 組合が行う業務

① 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請
- (イ) 近隣同意の取得、事業者が実施する業務以外の近隣対応
- (ウ) 本施設の設計・施工監理
- (エ) その他これらを行ううえで必要な業務

② 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 処理対象物の搬入（構成市町）
- (イ) 事業者が実施する業務以外の近隣対応
- (ウ) 運営モニタリング
- (エ) その他これらを行ううえで必要な業務

(11) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。なお、詳細は、入札関係書類に示す。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本施設の整備に係る対価を建設業者に支払う。なお、支払いは、出来高に応じて年度毎に支払うものとする。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、特別目的会社（SPC）が実施する本施設の運営・維持管理業務に対する対価を委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。なお、計量棟において徴収する直接搬入量の手数料は、組合に帰属するものとする。

(12) 余熱利用計画

本施設では、管理棟における浴室（住民用）に電気／蒸気／温水を供給しており、本事業においても現状と同様、供給を継続するものとする。なお、運営・維持管理業務には、現状と同様、余熱供給管及び浴室の管理を含むものとする。

また、発電した電気は、組合及び事業者で折半するものとする。

(13) 副生成物の取扱い

本施設から発生する溶融飛灰及び溶融スラグは、積込作業までを運営・維持管理業務の範囲とする。また、釜石市及び大槌町の住民が直接持ち込む資源物は、受付・計量した後、本施設内で保管し、各市町に引き渡すまでを事業者の運営・維持管理業務範囲とする。

(14) 特定部品の供給

組合は、事業者が本施設の竣工時における設計・施工業者に対し、特定部品の供給を求めることができるよう支援する。

(15) 組合が適用を予定している交付金

組合は、本事業の実施に当たり、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の適用を予定している。組合では、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金申請等の手続き等を行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等の支援を行うものとする。

(16) 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

(17) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、次に示すとおりである。

ア 落札者の決定	令和7年11月
イ 基本協定の締結	令和7年11月
ウ 仮契約の締結	令和7年12月
エ 事業契約の締結	令和8年2月
オ 基幹的設備改良工事	令和8年4月から令和12年3月まで
カ 運営期間	令和8年4月から令和23年3月まで（15年間）

2 特定事業の選定・公表に関する事項

(1) 選定基準

組合では、本事業をPFI事業に準じて実施することにより、事業期間を通じた組合における財政負担の縮減を期待できる場合、又は組合における財政負担が同一の水準にあり、公共サービス水準の向上を期待できる場合において、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合における財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用及び見込まれる財政負担総額を算出のうえ、現在価値に換算して評価する。

(3) 選定結果の公表

組合では、本事業を特定事業として選定した場合、評価及び判断結果を速やかに公表する。
なお、特定事業として選定しなかった場合であっても公表する。

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 事業者の募集及び選定の手順

ア 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは、次に示すとおり予定している。

項目	内容
① 実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和7年1月17日（金）
② 実施方針等に対する質問及び意見の受付期限	令和7年1月31日（金）
③ 実施方針等に対する質問及び意見への回答公表	令和7年2月25日（火）
④ 特定事業の選定	令和7年3月下旬
⑤ 入札公告	令和7年4月上旬
⑥ 入札関係書類に関する質問の受付期限	令和7年4月下旬
⑦ 入札関係書類に関する質問への回答公表	令和7年5月中旬
⑧ 入札参加資格審査書類受付期限	令和7年6月上旬
⑨ 入札参加資格審査	令和7年6月中旬
⑩ 事業提案書受付期限	令和7年9月上旬
⑪ 落札者の選定	令和7年10月下旬
⑫ 落札者の決定	令和7年11月上旬
⑬ 仮契約の締結	令和7年12月上旬
⑭ 事業契約の締結（組合議会承認）	令和8年2月下旬

イ 実施方針等に対する質問及び意見の受付

本事業への参加を検討する企業は、実施方針等に対して質問及び意見を提出することができる。実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見は、次のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、質問及び意見書を提出した者に対しては、組合が個別にヒアリングを行う場合がある。

① 受付期間

実施方針公表日から令和7年1月31日（金）午後5時までとする。

② 提出方法

実施方針と同時に公表する別添様式第1号（Excel形式）に記入のうえ、「IX 4 実施方針に関する問い合わせ先」にE-mailで送付する。なお、E-mailは、「実施方針等に関する質問・意見書の提出（提出者名）」のタイトルで送付すること。

③ 到達の確認方法

組合では、質問及び意見書を提出した者に対し、到達確認メールを返信する。

ウ 実施方針等に対する質問及び意見への回答公表

提出された質問及び意見への回答は、令和7年2月25日（火）に組合ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ 特定事業の選定

組合では、PFI事業に準じて実施することが適切と認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和7年3月下旬に組合ホームページで公表する。

オ 入札公告

組合では、令和7年4月に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、事業契約書（案）、様式集等の入札関係書類を組合ホームページで公表する。

カ 入札公告以降の手続き

入札公告以降の手続きは、入札関係書類に示す。

2 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。なお、組合では、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成

応募者の構成は、次のとおりとする。

- ア 応募者は、本施設の設計・建設業務を行う者及び本施設の運営・維持管理業務を行う者（特別目的会社から一次下請で業務を行う者）で構成する。
- イ 応募者は、構成員の中から「(3) ア 本施設の設計・建設業務を行う者の要件」を全て満たす1者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ウ 応募者は、代表企業及び構成員から構成されるものとする。なお、代表企業のみで構成することも可能である。また、構成員の変更は認めないが、特段の事情があると組合が認めた場合は、組合と協議する。
- エ 構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- オ 代表企業又は構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。なお、上記「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

① 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 令和 7 年度における釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれか、もしくは岩手県の建設工事等請負資格を有していない者。
- ③ 釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町、組合のいずれかから指名停止措置を受けている者。
- ④ P F I 法第 9 条の各号の規定に該当する者。
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ⑥ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑧ 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑨ 会社更生法第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑩ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ⑪ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑫ 請け負う業務に応じた必要な許認可や資格を保有しない者又は有資格者や技術者を配置できない者。
- ⑬ 釜石市暴力団排除条例に基づく措置を受け、暴力団及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者、また暴力団又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者。
- ⑭ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者。
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
- ⑮ 組合が設置する事業者選定委員会の委員が所属する企業。

(3) 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次に示す各項の要件を満たすこと。

ア 本施設の設計・建設業務を行う者の要件

本施設の設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たす代表企業とする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の竣工実績を有していること。ただし、平成 12 年 4 月 1 日以降に元請又は共同企業体で契約したものに限り。
 - (ア) 連続運転式シャフト炉式ガス化熔融方式（1 炉当たり 70t/日以上、かつ 2 炉以上）
 - (イ) ボイラ・タービン発電機を有する施設
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を建設業務期間中に専任で配置できること。なお、監理技術者は、企業が直接かつ連続して 3 ヶ月以上雇用している者とする。

イ 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 次の要件を全て満たす地方公共団体のエネルギー回収型廃棄物処理施設における運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、1 年間以上の実績を有すること。
 - (ア) 連続運転式シャフト炉式ガス化熔融施設（1 炉当たり 70t/日以上、かつ 2 炉以上）
 - (イ) ボイラ・タービン発電機を有する施設
- ② 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、連続運転式の一般廃棄物焼却施設又はガス化熔融施設（ボイラ・タービン発電機付きに限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者として、運営開始後 2 年間以上配置できること。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限の日とする。

イ 落札者の選定までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を落札者選定のための審査対象から除外する。

ウ 落札者を選定した日から事業契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者選定又は決定を取り消す。この場合において、組合は、落札者選定又は決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査機関

組合では、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する選定委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書は、選定委員会において審査する。

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間において、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

委員名	所属・役職等
齊藤 貢	岩手大学 理工学部 システム創成工学科 教授
晴山 渉	岩手大学 理工学部 システム創成工学科 助教
八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長
平松 福壽	釜石市 副市長
安居 清隆	大船渡市 市民生活部 部長

(敬称略・順不同)

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

組合では、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類を審査し、入札参加資格の有無等を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 事業提案審査

選定委員会では、入札公告時に公表する「落札者決定基準書」に従い事業提案書等を審査し、落札者を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準書」に示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合ホームページに掲載する。

4 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合及び落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、落札者決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。

また、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。なお、構成員以外の者は特別目的会社へ出資することができない。

ア 運営事業者の本店所在地は、構成市町のいずれかとしなければならない。なお、設計・建設業務期間中においては、構成員の事務所のうち岩手県内に所在する事務所を一時的に本店所在地とすることを認める。また、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認めない。

イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

ウ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。

エ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行い、仮契約を締結するものとする。

5 著作権及び特許権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他組合が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、組合は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

また、応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

IV 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるサービスの水準及び仕様

事業者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、本事業の入札関係書類に示す本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2 予想されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクは組合が負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

組合と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料4 リスク分担（案）」によるものとする。なお詳細は、入札関係書類に示す。

3 組合による事業実施状況の監視

組合では、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務を監視する。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時モニタリングする。モニタリングの方法、内容等については、入札関係書類に定める。

4 地元企業の活用及び地元雇用

事業者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、構成市町に所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

5 地域住民との協定

運営事業者は、必要に応じて地域住民からの意見を反映するため、組合に協力するものとする。

V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業区域

事業区域 約 21,151.7m²（「添付資料 1 事業区域」参照）

2 都市計画事項

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 都市計画区域 | ごみ焼却場として都市計画決定済み |
| (2) 用途地域 | 工業専用地域 |
| (3) 建ぺい率 | 60% |
| (4) 容積率 | 200% |
| (5) 緑地率 | 20%以上 |
| (6) その他 | 電線地中化地区 |

VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業実施者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約等も解除することができる。
- (2) 運営・維持管理期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約等を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- (1) 組合は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- (2) 組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

IX その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、事業契約の締結に当たっては、組合議会の承認を得るものとする。

2 情報提供

組合は、適宜、次に示す組合のホームページで情報提供する。

<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/category/engan-gomi/>

3 応募に伴う費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4 実施方針に関する問い合わせ先

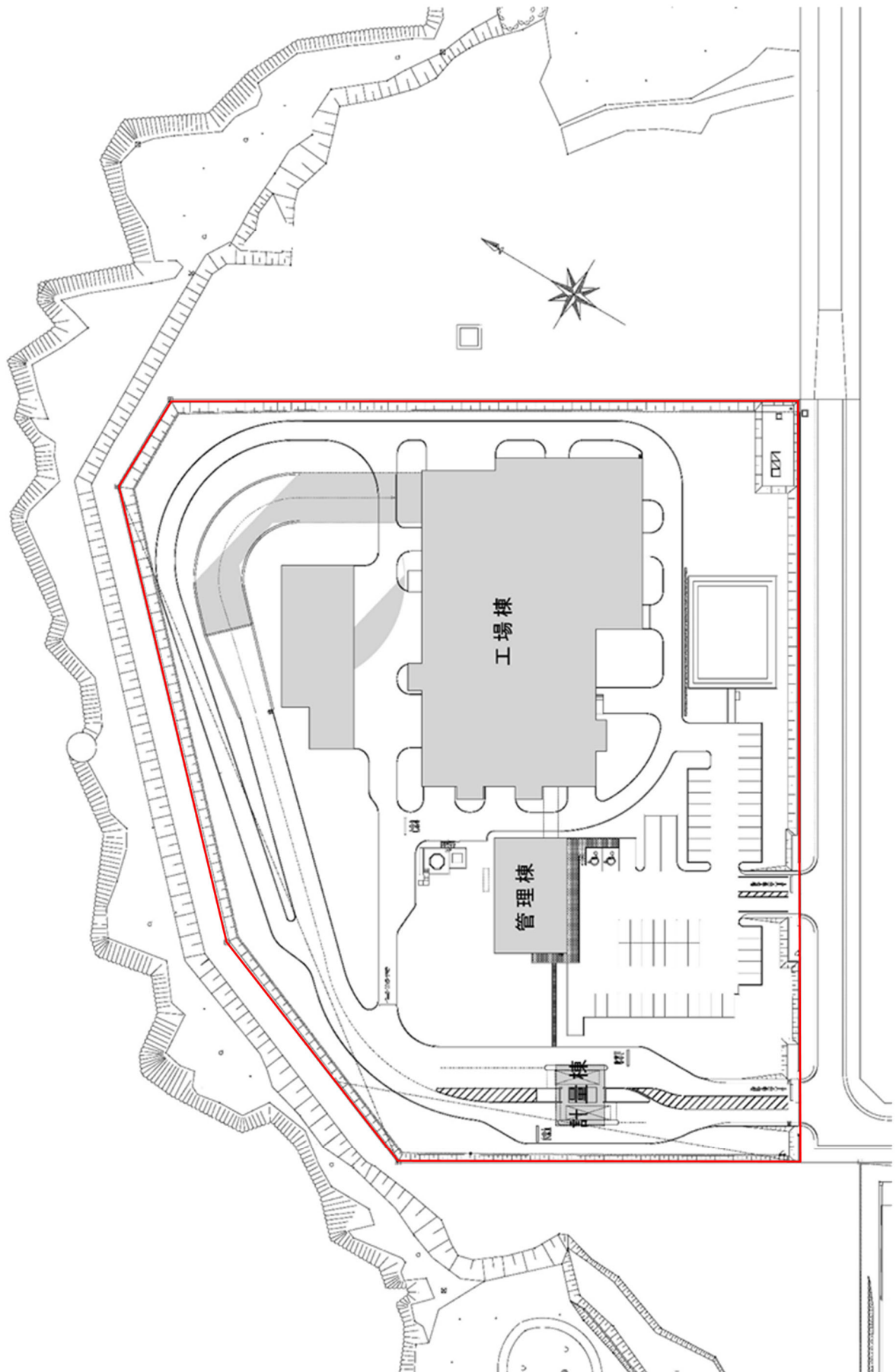
〒026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3

岩手沿岸南部広域環境組合

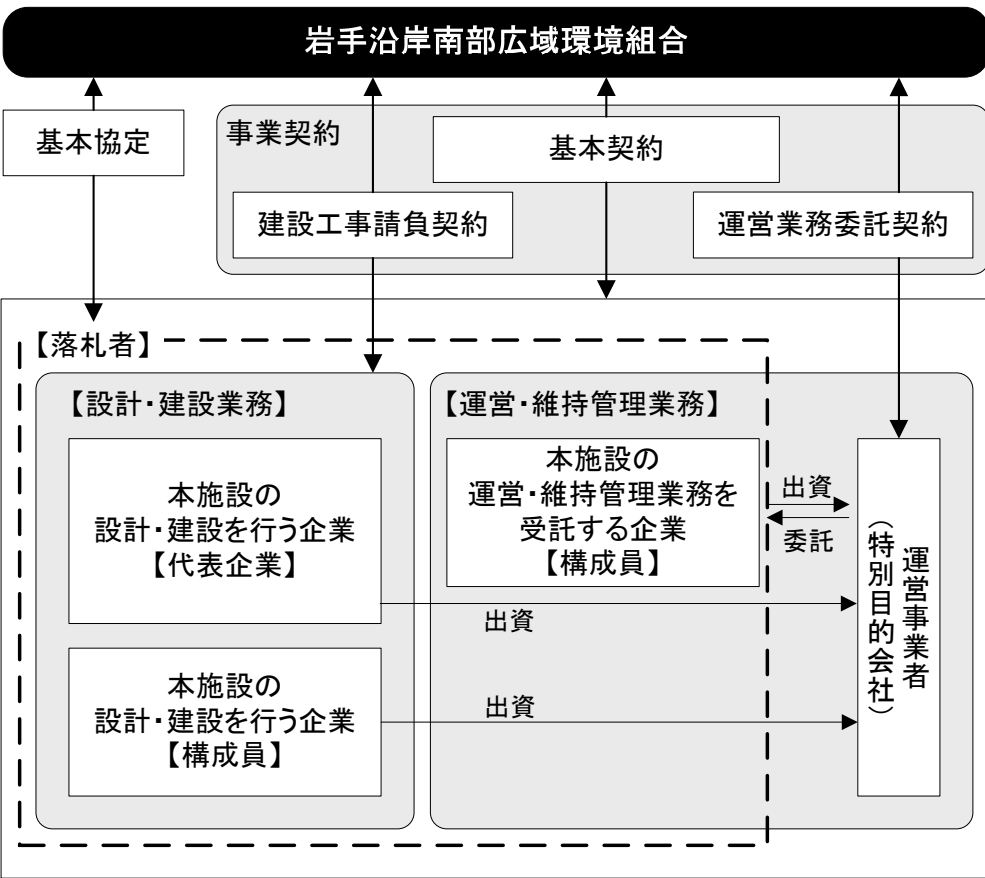
TEL : 0193-27-7020

E-mail : en-nan@friend.ocn.ne.jp

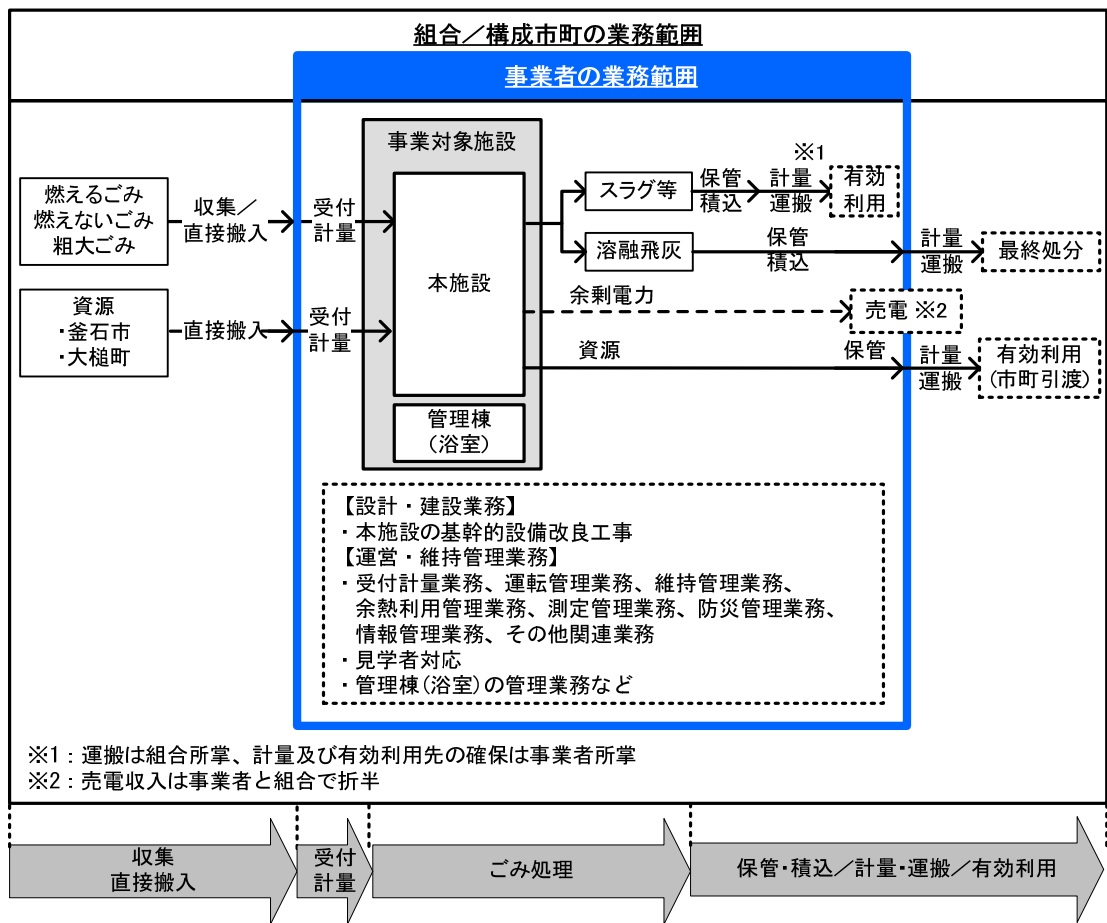
添付資料 1 事業区域



添付資料2 契約スキーム (案)

項目	内容
契約スキーム 図	 <p>注1) 構成員とは特別目的会社へ出資する者を指す。 注2) 設計・建設業務の建設工事請負契約は、単体企業又は共同企業体と締結する。</p>
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約
組合の支払対価	設計・建設費、運営業務委託費
事業者の収入 建設事業者	組合から支払われる設計・建設費
事業者の収入 運営事業者	組合から支払われる運営業務委託費、売電収入 (組合と折半)

添付資料3 役割分担概念図



添付資料4 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			組合	事業者
共通	(1) 募集資料リスク	入札関係書類等の誤り又は契約後の変更によるもの	○	
	(2) 契約締結リスク	事業者の事由による事業契約締結不可、又は遅延		○
		組合の事由、政策転換、議会承認、財政破綻等による事業契約締結不可、又は遅延	○	
	(3) 近隣対応リスク	建設・運営事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの		○
		上記以外の本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
	(4) 第三者賠償リスク	建設・運営事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		上記以外のもの	○	
	(5) 法令・税制変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
(6) 許認可遅延リスク	組合が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○		
	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
(7) 物価変動リスク	一定範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減によるもの	○	△	
(8) 事業の中止・遅延リスク	組合の指示、議会の否決、組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
(9) 不可抗力リスク	天災等大規模な災害、暴動、戦争等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△	
設計	(10) 設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
(11) 着工遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
	組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
建設	(12) 工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	(13) 工事遅延リスク	着工後の組合の指示に関するもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
(14) 一般的損害リスク	事業者の事由により、工事目的物・材料・他関連工事に関する損害や、本施設の現運転業務に関して生じた損害		○	
	上記以外のもの	○		
(15) 試運転・性能試験リスク	事業者が実施する試運転・性能試験の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
運営	(16) ごみ質変動リスク	計画ごみ質を大幅に超過するごみ質変動に関するもの	○	
		上記以外のもの		○
	(17) ごみ量変動リスク	施設許容量を大幅に超過（増・減）するごみの処理	○	
		上記以外のもの		○
	(18) 要求水準不適合リスク	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約適合によるものを含む）		○
(19) 運営開始遅延リスク	事業者の事由による運営開始の遅延に関するもの		○	
	組合の事由など、上記以外の事由によるもの	○		
(20) 余熱供給停止リスク	事業者の事由により浴室等への余熱供給が停止することに伴い発生する損害に関するもの		○	
	上記以外のもの	○		
終了	(21) 施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

凡例 ○：主 △：従